

奥州市水道事業告示第2の1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、奥州市水道事業の業務に係る公金の収納事務を、下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令403号）第26条の4第1項の規定によりその旨を告示する。

平成28年4月1日

奥州市長 小 沢 昌 記

- 1 業務名 奥州市水道料金収納等業務
- 2 履行場所 奥州市水道事業の給水区域全域
- 3 契約日 平成27年11月5日
- 4 委託期間 自 平成28年4月1日
至 平成33年3月31日
- 5 委託業務 (1) 受付業務（電話及び来客者の対応）
(2) 検針業務（再調査を含む。）
(3) 水道メーター管理業務
(4) 水道メーター取替業務（検定期限満了及び口径50ミリメートル以上の水道メーターの取替作業を除く。）
(5) 調定及び更正の資料作成・報告業務
(6) 収納業務
(7) 開栓・閉栓業務
(8) 精算業務
(9) 滞納整理業務
(10) 給水停止業務
(11) 電子計算処理業務
(12) その他(1)から(11)に附帯する業務で、甲が必要に応じ指示する業務
- 6 契約相手 (住 所) 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号
(名 称) 第一環境株式会社 東北支店
(代表者) 支店長 根岸 弘行